

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト取扱要領

制定 令和3年4月14日健福第1557号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」のイラスト（以下「イラスト」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(主管課)

第2条 イラスト使用の管理は、健康福祉局福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）が行う。

(横浜市の使用)

第3条 横浜市がイラストを使用する場合は、申請の届出は不要とする。なお、使用後は、福祉保健課に使用報告書（様式第1号）を提出する。

(関係団体の使用)

第4条 横浜市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会、各地域ケアプラザがイラストを使用する場合は、申請の届出は不要とする。なお、使用後は、福祉保健課に使用報告書（様式第1号）を提出する。

(使用承認の申請)

第5条 第3条及び第4条に定めたもの以外の個人・団体・法人（以下「申請者」という。）がイラストを使用する場合は、事前に使用申請書（様式第2号）を提出し、福祉保健課長に承認を受けるものとする。なお、第11条で定める有償販売を行う場合は、何人であっても使用申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けるものとする。

2 使用申請書の提出先は福祉保健課長とする。

3 申請書の提出にあたっては、使用状況がわかる完成見本等（添付できない場合は、写真や印刷原稿等）を添付するものとする。また、必要に応じて詳細資料の添付も可とする。

(使用承認)

第6条 福祉保健課は使用申請書の内容を審査し、イラストの使用目的に合致すると判断する場合は、使用を承認し、使用承認通知書（様式第3号）にて申請者へ通知する。

(使用内容の変更)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じる場合には、速やかに福祉保健課長へ使用変更申請書（様式第4号）を提出するものとする。福祉保健課はその届出の内容を審査し、使用

変更を承認する場合、使用変更承認通知書（様式第5号）を送付する。

（使用を承認しない場合）

第8条 申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとし使用（不承認・取消）通知書（様式第6号）を送付する。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の利益を目的としていると認められるとき。ただし、第11条で定める有償販売が認められる場合は除く。
- (5) 横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) その他承認することが不相当と認めるとき。

（使用方法）

第9条 イラストを使用する者は、次の使用方法を遵守するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反しないようにすること。
- (2) 本市の信用又は品位を害しないようにすること。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えないようにすること。
- (4) 横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」のイメージを尊重すること。
- (5) 無断でデザインの変形や色の変更をしないこと、及びほかの図形等と重ねて使用しないこと。イラストの縦横比率を変えないこと。なお、イラストの反転や配色の変更等を希望する場合は、事前に福祉保健課と協議し承諾を得ること。
- (6) 横浜市が行う事業または横浜市が支援する事業等の推進に支障が生じないようにすること。

2 第5条に規定した申請者は、前項に定めるもののほか次の事項も遵守すること。

- (1) 横浜市地域福祉保健計画、各区地域福祉保健計画、各地区別計画に関する広報の際に使用すること。
- (2) 承認された内容により使用し、申請内容を無断で変更しないこと。
- (3) 承認に係る物品等の完成品については、直ちに福祉保健課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真をもって代えることができる。

（承認の取り消し）

第10条 福祉保健課は、イラストの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認め

られる場合には、当該承認を取り消し、使用（不承認・取消）通知書（様式第6号）を送付する。

（有償販売）

第11条 次の各号に掲げるときに限り、「ちふくちゃん」のデザインを使用した製作物を有償で販売することができる。

- (1) 市内に事業所等がある地域団体及び非営利活動法人等の非営利団体が、横浜市地域福祉保健計画、各区地域福祉保健計画、各地区別計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (2) 市内にある、障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体等が、当該事業所を利用する障害者が製作に関わった製品を、横浜市地域福祉保健計画、各区地域福祉保健計画、各地区別計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (3) その他健康福祉局福祉保健課長が特に認めたとき

（デザインの一部変更等）

第12条 デザインの一部変更、及び新規デザイン作成は横浜市のみ行うことができる。デザインの一部変更等を行う場合は、事前にデザイン変更等申請書（第7号）を提出し、承認を受けるものとする。

- 2 使用申請書の提出先は福祉保健課長とする。
- 3 福祉保健課長は第1項に規定するデザインの一部変更等に係る申請の承認した場合は、デザイン変更等承認通知書（第8号）によって通知し、この場合の一切の費用は使用者の負担とする。

（使用料）

第13条 イラストのデザインは、無料で使用できるものとする。

（使用の非独占制等）

第14条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを使用する権利を付与するものではない。

- 2 使用承認は、商品、使用者等について横浜市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第15条 横浜市は、この要領に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第 16 条 横浜市は、イラストを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラストを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、福祉保健課長が定める。

(イラスト等利用ガイドライン)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、イラスト等の利用にあたっては、別に定める「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等利用ガイドライン」の内容を遵守することとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 14 日から施行する。